



管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁		
010050	世界に認められる、21世紀のパチンコビジネスモデル、パチンコ営業店に「貸玉・貸メダル返却所を設置」	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第23条第1項第1号	ぱちんこ営業は、客が遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射率心を著しくそそおそれがあるため、風憲法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射率心をそそおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること、客に提供した賞品を取り戻すことを禁止している。	パチンコ営業店による社会貢献活動の推進。パチンコ営業店内にパチンコ営業店とは無関係の第三者(社会福祉団体-NPO)等による、貸玉・貸メダルの返却所を設置を行い、遊技客が簡単に借りやすく、安心安全な店内で「貸メダル」の返却を行うことが出来るシステム。	警察庁の犯罪統計により、「ぱちんこ製品買取所」に対する凶悪犯罪が、いっこうに無くならない現実を鑑み(平成21年度、上半期認知事件数12件)、再度ご提案をさせていただきます。これらの凶悪犯罪を未然に防ぐためにも、新しい賞品交換システムを採用することにより、セキュリティがしっかりした設備と人々がいるパチンコ営業店内で第三者(社会福祉団体-NPO)等が「貸玉・貸メダル」の買戻しを行うことが、多くのパチンコファンを凶悪犯罪から守るためにも早急に採用される必要があると考えられるのであります。このシステムの採用により、文献にあるところの、不明瞭で不健全な3万円方式と比べる賞品交換システムには、劣る部分を解消し、パチンコを今以上に明るく健全な娯楽産業にする事が可能になります。これにより、日本生まれの娯楽産業に発展した素晴らしいパチンコが、グローバル時代の現代にあっては、世界中の人々に本場のパチンコの楽しさ素晴らしさを知っていただけることとなり、その結果、国民の娯楽産業に成長したパチンコ産業そのものが、世界中に輸出できる体制になるのであります。	C					C										1 0 4 7 0 1 0	株式会社 玉越	愛知県	警察庁	
010060	世界に認められる、21世紀のパチンコビジネスモデル、パチンコ営業店が遊技客に貸し出しを行う「貸玉・貸メダル」の最高限度額を変更する。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第19条、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第35条第1項第2号	ぱちんこ営業は、客が遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射率心を著しくそそおそれがあるため、風憲法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射率心をそそおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること、客に提供した賞品を取り戻すことを禁止している。	「貸玉・貸メダル」の最高限度額を地域によって変更する。例えば愛知県の場合、現在の貸玉、玉一個につき4円、貸メダル、メダル一枚につき20円を超えないこととなっている「貸玉・貸メダル」金額を、それぞれ、玉一個につき5円、メダル一枚につき25円を超えないことに変更する。	現在のパチンコの貸玉金額は昭和53年(1978年)に1個3円から4円に改定されてから実に30年間で見直しはなされておらず、パチンコファンからは、貸玉金額の上限の改定を望む声があがっております。そもそも、パチンコ営業は保護協で認可された遊技機で営業を行っており、18歳未満の者を客として立入ることを禁止している等、過度な客寄せ娯楽産業ではありません。地域により、遊技メダルの種類や大きさ、メダルの種類が異なるなど、メダルの種類によって1円から5円、貸メダルはそれぞれ上限25円の金額の中から、お客様の選択に合わせた遊技を行うことが、パチンコファンにとっても時代に適した遊技の幅を持たせた選択であったため、再度提案をさせていただきます。これは日本が戦後発展を遂げた娯楽産業であった現在にあっては、昭和53年の物価から比較しても、借りの責任を尊重し、たとえ貸玉金額の上限を改定したところで、ただちに当局が考へる著しく射率心をそそおそれるような営業とは必ずしも判断されることはないと考えられるからであります。	C					C											1 0 4 7 0 2 0	株式会社 玉越	愛知県	警察庁
010070	パチンコ営業店における賞品最高限度額の引上げを認める。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第19条、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第35条第3項	ぱちんこ営業は、客が遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射率心を著しくそそおそれがあるため、風憲法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射率心をそそおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、賞品の価格の最高限度額が1万円を超えないこと等の規制がなされている。	パチンコ営業店が、遊技の結果に応じて賞品として提供できる賞品の価格の最高限度額に関する基準を3万円を超えないこととする。	現在パチンコ営業店では、賞品として多種多様な品揃えを行い遊技客に提供しているところではありますが、現在の賞品の最高限度額は、平成2年にそれまでの最高限度額3万円から1万円まで引き上げられた後およそ20年が経過しており、今日に至るまでその妥当性の検証がなされておらず、最近の健康ゲームや消費費の高級志向により、現行の1万円を超えない等価の物品では必ずしも遊技客に満足しい賞品を提供しているとは言えず、上限を3万円に引上げることに、貯玉・再プレー制度の活用と相まって今よりも一層多品種で高額な賞品を提供することが出来ます。また今回の提案は現在の社会情勢を鑑み、例えその物品の上限を3万円に引き上げても、著しく射率心を煽るものではないと考えられるのであります。例えば、1万円の賞品を3個獲得する場合、1個3万円の賞品を獲得する場合、共に賞品獲得金額は3万円であるが、現在の成熟した社会にあっては、3万円分の賞品を獲得する手段が、1万円の賞品3個と3万円の賞品1個の獲得方法のどちらかであったとしても、3万円の賞品1個を遊技客が獲得した場合、それだけでは著しく射率心をそそおそれることは決してないものであります。保護協で認可された遊技機を設置し営業を行っているパチンコ営業店は適度な射率心を保った健全な娯楽産業であり、例え賞品最高限度額を現在の1万円から3万円に引上げたとしても、賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受けることは有り得ないのであります。	C					C											1 0 4 7 0 3 0	株式会社 玉越	愛知県	警察庁
010080	世界に認められる、21世紀の「パチンコ」ビジネスモデル、パチンコ営業店とカジノのコラボレーション特区。	刑法第185条、第186条(当庁の所管法令ではない)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律においては、同法第2条第1項に掲げる営業を風俗営業として位置付け、所定の規制がなされているが、現金、有価証券その他の賞品の提供を前提とするカジノは、同法に規定する風俗営業に該当しない。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で定めるところの7号営業である、パチンコ営業店がパチンコ営業の他に、カジノ営業も併設して行う事が出来る。	カジノは、世界各国に存在する健全な娯楽施設であり、提案理由としては以下の通りであります。1. カジノで新しい娯楽を創出する。2. カジノで雇用創出および消費の拡大を促し、地域経済の活性化につなげる。3. カジノで得る収益を特定の目的(子育て支援、環境対策)として活用する。これはカジノを運営するにあたっては、防犯及びセキュリティ対策について十分な準備が確保され、経営が健全であると認められた、パチンコ営業店に併設し、全国に先駆けてカジノ経営を、カジノ特区として許可するのが良いと考えられるのであります。又、遊技を行う対象者は20歳以上の成人であることは勿論のこと、パスポート等で身分が確認出来る外国人および、予め入場許可証の発行を受けた者と、それ以外たとえ成人であっても入場を禁止することとします。	-				-											1 0 4 7 0 5 0	株式会社 玉越	愛知県	警察庁 法務省	
010090	店舗型風俗特殊営業の公平な認可について	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第28条第2項	店舗型風俗特殊営業を営むことを禁止する区域を定め、第2項において、第1項に定める区域のほか、都道府県の条例により、店舗型風俗特殊営業を営むことを禁止する区域を定めることができる旨を規定している。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で定めるところの7号営業である、パチンコ営業店がパチンコ営業の他に、カジノ営業も併設して行う事が出来る。	第16次提案「全国規模の規制緩和」において、県から市町村単位への許認可権の委任に関しては、「現行法でも各市町村における地域の事情や住民の意思を踏まえることは十分に可能としているが、現行法(市町村)と地域(市町村)と力関係が働いており、競合する場合に地域住民の意思が優先される事はない。現行禁止されている自治体において、認可された事例がないことが明白な事実である。	C				C										1 0 0 2 0 1 0	個人	青森県	警察庁		
010100	売春行為の条件付き許可について	売春防止法(当庁の所管法令ではない)	売春防止法(当庁の所管法令ではない)	特定区域内での指定設備を有する建物営業内において、売春行為の条件付き許可について要請する。	第14次改正案において「売春防止法」第1条第1項第2号の「専ら」としての専ら性を著し、性道徳に反し、社会の善良な風俗をみだすものであるとの基本的な理念を宣明した上、売春行為を禁止するとともに、売春を助長する行為等を処罰していること、毎回回答をされています。	-				-										1 0 0 2 0 1 0	個人	青森県	警察庁 法務省		
010110	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親への長期在留資格の付与	出入国管理及び難民認定法(当庁の所管法令ではない)		成長産業分野であって資本金1億円以上の本社設置外資系企業について、在留資格「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」を有する外国人の親者の親の活動を、在留資格「特定活動」に追加する。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、世界的な外資系企業が本社を設置している。これら大企業は地域経済に大きく寄与するものな、とりわけ、成長事業を展開する企業活動は、今後の地域経済の発展において極めて重要である。これらの成長事業を担う大企業への外国人経営者や経営幹部層なども範囲に含む、高度人材の獲得は、外国人と日本人が共生して発展してきた当地域の成長発展や雇用創出に必要不可欠である。いわゆる高度人材の親の在留が認められたことを踏まえ、当該地域と同等程度に重要である外国人経営者等が、親の問題で入国が困難になったり、在留を断念することがないよう、親の活動を「特定活動」に加えざることを求めるのであります。	-					-										1 0 2 6 0 5 0	兵庫県	兵庫県	警察庁 法務省 厚生労働省	